

域おこし協力隊アドバイザーを派遣して伴走支援を強化しております。これまでは二日ぐらいという形で伴走支援だったんですが、最大五日間まで一貫して支援できるような形で強化をする、そういう形で強化を行っているところでございます。また、なり手の更なる掘り起こしということを図るために、若者とか女性とかシニアとかそれぞれのターゲットに応じた戦略的な広報、こちらの方を強化しております、オンラインイベントであるとかSNSを使ったターゲットングによる広報、また、ターゲットが異なるメディア、それぞれの好みの雑誌とかがありますので、そういったものに合わせた記事の掲載、さらには秋をめどにマツチングイベントを集中的に実施していきたいというふうに考えております。

次に、地域おこし協力隊の定住、定着についてでございますが、隊員の起業、事業承継等に要する経費とか任期終了後の隊員が住まいとするための空き家を改修するための経費、こういったものは自治体が行う場合があるわけですが、それについて特別交付税を措置して財政的な支援を行っているほかに、隊員が起業のノウハウを学べる研修、オンラインの形式になりますが、これを国費で実施しているような形になっております。こういったことによりまして、直近五年に任期終了した隊員の定住率でございますが、約七〇％に上っているというところであります。

さらに、定住、定着後の状況について御質問をいただきましたけれども、同一市町村内に定住しました隊員の約四六％が起業を行っておるといふような状況でございます。地元の企業とか役場に就業した方、これらは三四％、就農、就林を行ったというのが一二％というふうな状況になっております。

先ほどの、起業をした状況につきましては、例えば、地域資源を活用した商品開発をミッションに活動されていた隊員が、その後、化粧品ブランドを立ち上げたような事例がございます。その他様々な事例があるわけですが、食品とか

宿泊、また観光とか、美術、工芸、あと六次産業、そういった形で地域の課題解決に大いに貢献をしていたいただいているところがございます。今後ともしっかりと対応していきたいと思っております。

○中川(康)委員 ありがとうございます。目標に向かって様々な手だてをさせていただいている、さらには地域への定住率も約七〇％と高い、起業なんかも四六％と非常に高いということでありますので、引き続きお取組をお進めいただきたいと思っております。

次に、三つ目に救急救命体制の確保について伺いをします。

まず、マイナ救急の全国展開について伺います。

マイナ救急は、原則として、救急隊員が傷病者の同意を得た上で、その傷病者のマイナンバーカードでオンライン資格確認システムにアクセスし、傷病者の医療情報などを取得するものであり、救急隊は取得した正確で詳細な医療情報などを救急業務で活用することができるようになるため、傷病者への負担を軽減しつつ、搬送先医療機関を円滑に選定できるようになるなどの効果が期待されております。

そこで、伺いしますが、消防庁では令和六年度補正予算でマイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化、円滑化の全国展開の推進として二十・六億円を確保しておりますが、今年度の具体的な取組内容、さらには今後の取組の方向性として全国展開をどのように推進していくのか、このところにおける消防庁の答弁を願いたいと思っております。

○田辺政府参考人 委員御指摘のいわゆるマイナ救急については、昨年度、六十七消防本部六百六十隊で実証事業を行ったところ、マイナ救急により円滑にかりつけの医療機関へ搬送することができたなど、住民の皆様、救急隊員、病院それぞれから役に立ったという声をいただき、マイナ救急の有用性を確認することができました。

そのため、本年度は、全国全ての七百二十消防

本部五千三百三十四隊の救急隊において実証事業を実施し、全国展開を図ることとしています。

あわせて、マイナ救急について国民の皆様の認知度を向上させるため、消防庁においてショートムービーを作成したほか、政府広報、ポスター、広報誌等により、国と自治体とで連携した広報を積極的に展開しているところでです。

消防庁としては、引き続き、マイナ救急の全国展開が円滑に行われ、住民の皆様のお役に立てるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○中川(康)委員 ありがとうございます。

今救急車が逼迫状況の中でこの展開というのは非常に有効性があると思っておりますので、是非全国的な面展開をお願いしたいと思います。

最後に、救急安心センター事業、いわゆるシャープ七一九の全国展開について伺いします。この件については、私どもの地方議員もよく地方議会で質問していますし、私も当委員会で取り上げております。

近年、救急車の出動件数は高齢化の進展などで本当に増加傾向にあり、救急車の適時適切な利用というのは各自治体にとっても大変に重要な課題であります。

そのような中、住民が急な病気などの際に救急車を呼ぶべきかを医師や看護師などの専門家に電話で相談できるシャープ七一九は、救急車の出動率を下げる意味においても大変重要な取組であり、消防庁としてはこの取組の全国展開を推進していただいております。

そこで、伺いますが、このシャープ七一九の取組は、令和七年五月現在、一部地域で実施の五道県も含め全国三十七都道府県で実施されており、人口カバー率は七九・一％となっておりますが、更に実施自治体を増やし、かつ人口カバー率を増加させていくために消防庁としては各自治体とも連携を図りながら具体的にどのような取組を展開されようとしているのか、この点について御答弁願いたいと思います。

○田辺政府参考人 救急安心センター事業、

シャープ七一九につきましては、現在全国三十七地域で実施されており、さらに、今年度中にも複数の地域において新たに導入あるいは実施地域の拡大が予定されているところでです。

消防庁ではこれまでも、シャープ七一九の導入に向けた検討への着手を改めて依頼する通知の発出、普及促進アドバイザーの派遣、未実施団体において円滑な事業導入の参考としていただく手引の提供等を通じて、シャープ七一九の導入に向けた自治体の取組を支援してきました。

あわせて、個別団体ごとのヒアリングや意見交換会等の場を通じて、シャープ七一九の実施主体となる道県や消防本部に対して導入に向けた働きかけを行っています。

消防庁としては、引き続き、管内にシャープ七一九の未実施地域を有する道県に対して、地域ごとの課題や状況をよく聞きながら、各地域の実情に即して導入が進められるよう、シャープ七一九の更なる展開拡大に向けた取組を進めてまいります。

○中川(康)委員 ありがとうございます。

救急車の出動が逼迫する中で、この事業というのは大変重要だと思っております。ここ二、三年で検討する又は実施したところが大変増えてきていると思いますので、より全国展開を図っていたことをお願ひ申し上げ、質問を終わります。大変にありがとうございます。

○竹内委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

今日は森友事件について聞きます。

なぜ夫は死ななければならなかったのか、真実を知りたい、これが夫を亡くした赤木雅子さんの一貫した思いであります。

公文書の改ざんをさせられた赤木俊夫さんは、自分の雇用主は国民と言っていました、そして、公務員という仕事に誇りを持っていたと語っています。彼は公務員として優秀だったからこそ、公

文書の改ざんを行った良心の呵責にさいなまれました。そういう優秀な公務員を失った、これは国家的な損失であると私は思います。

四月、財務省が検察に任意提出し、そして返還された資料、約十七万ページの一部、二千二百ページが公開されました。しかし、政治家に関連する部分は欠落をしたままであります。この間、雅子さんは情報公開請求で関連文書の開示を求めてきました。政府は文書の存否すら明らかにせず、不開示決定を続けてきました。

情報公開・個人情報保護審査会が昨年三月、存否を明らかにせず不開示としたのは不開示要件に該当せず、存否を明らかにして改めて開示決定すべきとの答申を出しました。並行して行われていた訴訟でも、財務省の存否すら明らかにしないという決定を一月の大阪高裁判決は違法だといいました。政府は、判決を受け入れる方針を明らかにして、文書の存在をようやく認めて、四月、一部を開示したというところであります。

大臣にお伺いします。公文書の改ざんは、国権の最高機関である国会、立法院と国民を冒瀆し、民主主義をじゅうりんするものであります。政府の間違った方針によって優秀な公務員が命を落としました。そして、政治家の関連した資料はいまだ欠落したままであります。大臣は、一連のいわゆる政治家の政治の私物化を許せないということも、この間、語ってきたと思います。その気持ちは今も変わらないでしょうか。

○村上国務大臣 辰巳委員にお答えいたします。

お尋ねの私の発言については、どのような場面で申し上げたものであったかは定かではありませんが、大臣就任前に一政治家として申し上げたものと存じます。

本日は、総務大臣としてこの場に立っておりますので、一政治家としての発言の内容についてはお答えすることは差し控えたいと思います。

その上で、一般論を申し上げれば、上に立つ者というか為政者は権力を抑制的に行使しなければならない、こういうふうに考えております。

○辰巳委員 まさにそのとおりでありますけれども、そうはならなかった、だからこそ優秀な職員が命を落としてしまったということであります。

赤木雅子さんの訴訟を認諾して裁判を強制的に勝手に終わらせて、本来裁判など経なくても提出しなければならぬ文書をこれまでさんざん拒否してきたのが財務省であります。雅子さんの闘いの結果、今回、文書の公開ということになりました。これは当然でありますけれども、安倍、菅政権であれば絶対に公開することはなかったとも私は思わざるを得ません。

それでは、今回提出された、検察に任意提出し財務省に戻ってきたこの文書について、具体的に財務省に確認をしていきます。今回出された二千二百ページもの資料は誰が何のために作成をしたものなのでしょうか。

○石田政府参考人 お答え申し上げます。

提出の経緯については、委員の方から御説明いただいた内容に沿ってということでございます。

検察に任意提出した資料について四月以降順次開示をしているところで、まず、四月については二千ページ強の文書を開示させていただきまし

た。こちらにつきましては、近畿財務局管財部において森友学園に関する土地取引の案件を担当していた統括国有財産管理官部門というところがございまして、その職員が取りまとめたものでござい

ます。森友学園との土地取引につきましては、複数年にわたり行われていたものです。近畿財務局の職員の手控えという性質であるため、厳密に組織として管理したものではありませんが、おおむね三年間の土地取引の中で人事異動のタイミングなどの節目節目において経緯を整理するために作成

し、最終的に土地取引が終了するまでの経緯を取りまとめたもの、そのように考えております。

以上です。

○辰巳委員 続けて確認しますけれども、今回出されてきたものには政治家との接触の文書が欠落

したままになっています。なぜ政治家との接触の応接録が欠落をしているのでしょうか。

○石田政府参考人 お答えします。

平成三十年六月に財務省で取りまとめた森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書におきましてお示ししているとおり、平成二十九年当時近畿財務局において本省理財局からの指示を受けて政治家関係者との応接録として存在が確認されたものを廃棄しております。この応接録の廃棄については、調査報告書でお示しているのとおり、国会審議において森友学園案件が大きく取り上げられる中で更なる質問につながり得る材料を極力少なくすることが主たる目的であったと認められます。

平成二十九年当時本省理財局からの指示を受けて政治家関係者との応接録を廃棄した経緯、及び今回お示した四月に開示した文書において欠落しているものと思われるものは政治家関係者に言及しているものが多くを占めていると推認されることを踏まえれば、欠落部分の大宗は応接録の廃棄の過程において欠落したというふうに考えられます。

○辰巳委員 続けて確認しますが、これは誰の指示で誰が抜いたのか、そのものは処分されたのかを確認したいと思います。

○石田政府参考人 お答えします。

欠落部分が生じることとなった文書廃棄の意思決定をした者、その点につきましては、調査報告書におきまして、応接録の廃棄を含む一連の問題行為について本省理財局において国有財産行政の責任者であった理財局長が方向性を決定づけたものであり、その下で総務課長が関係者に方針を伝

達するなど中核的な役割を担った旨を認定し、関与した職員に厳正な処分を行っているところとす。

なお、実際の廃棄という意味では近畿財務局職員が廃棄したものと考えておりますが、これはあくまで本省理財局からの指示を受けて行ったものです。

森友学園案件につきましては、本省理財局職員のほか、本省理財局からの指示を受けて一連の問題行為に関与した近畿財務局職員のうち幹部職員については処分を行っておりますけれども、配下職員で作業に従事した者の責任は問わないということとしているところでございます。

以上です。

○辰巳委員 二〇一四年の四月の二十八日、それまで十分な資料を示さず出さなかった森友学園への貸付契約交渉をいよいよ終わらせようと考えていた矢先に森友学園から示されたのが安倍昭恵氏と籠池夫妻とのスリーショットの写真であり、そのときに、いい土地ですから前に進めてくださいという言葉があったとされております。そこから急転直下、異例の契約締結に進んでいくわけでありました。そして、その日の応接録というのは欠落したままであります。

確認します。この貸付契約の締結に昭恵氏の影響があったというのは疑いのないことだと思いますけれども、いかがですか。

○石田政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の平成二十六年四月二十八日の応接録につきましては、これまでも押収された文書の写しを入手するなど検察当局の協力も得てできる限りの捜索を行っておりますが、発見には至らなかった旨、国会で財務省から答弁申し上げてきました。現在開示に向けて速やかに作業を進めているところですが、御指摘の文書は発見されておりません。

その上で、平成三十年に議論されていた際に当時の職員に確認した結果として、当該応接録の内容は財務省ホームページにおいて公表している改ざん前の決裁文書における経緯の部分に書かれている内容であった旨、国会で答弁申し上げてきました。

内容としては、打合せの際、本年四月二十五日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは、いい土地ですから前に進めてくださいという言葉をお願いしたという旨の発言を森友学園側か

らなされていたという内容となつているところでございます。

○辰巳委員 ですから、安倍昭恵さんがまさにこの契約交渉のターニングポイントになったということですよ。

○石田政府参考人 本件土地取引の中で、貸付契約の部分について御質問いただきました。

こちらにつきましては、本省の承認を必要とする原則の三年を超える貸付期間を要望していたものです。既に平成三十年に本省相談メモを公表しているとおり、本省理財局において近畿財務局に対し適宜その方向性を示していたものです。

この際、理財局からは、国有財産の処分に応じたつては公用、公共用を優先するという方針や、学校法人や社会福祉法人が土地を使用したいとしていることについてはできるだけ進めるように努力するという基本的な考え方を示して、それに基ついて近畿財務局からの相談に応じていたというふうに考えているところです。

○辰巳委員 いや、そうじゃなくて。出ている記録で分かることは、それまでは、森友学園がいろいろやこしいことを言うてくる、要求した文書を全然出さない、三くだり半で契約交渉はもうやめようという相談までしているじゃないですか。安倍昭恵さんの一件がターニングポイントになつて、本省がそれを引き取つてやるんだということとは全部分かつていないですか。今更そういうことをつらつらつらと述べていただきたくないんですよ。これははつきり認めるべきです。

今日、皆さんにおつけした資料があります。私たちが独自に入手した文書なんですけれども、見てくださいと、裏面ですけれども、これは財務省と国交省がすり合わせをしたことを示すメモなんです。

ここに何と書いてあるか。近畿財務局と理財局のやり取りについては最高裁まで争う覚悟で非公表と書かれてあるんですね。改ざん発覚後の話ですから、全く反省をしていないということだとい

うふうに思います。

また、この応接録メモにはこう書いてあります。五月二十三日に提出することを前提に文書はこうつづられているんですね。

五月二十三日の後、調査報告書をいつ出すかは、刑事処分がいつになるかに依存している。官邸も早くということで、法務省に何度も巻きを入れていたが、刑事処分が五月二十五日夜という話はなくならず、翌週と思われる。

つまり、財務省は、佐川氏が不起訴になることを知った上で、不起訴処分が出たタイミングで調査報告書を出したいという思い、思惑をここで語っているわけですね。実際、不起訴処分は五月三十一日、調査報告書は六月四日に公表されました。まさに、官邸、財務省、法務省、そして検察が連絡を取り合つて動いていると言わざるを得ないと思います。

法務省に来てもらつています。法務省、ここには、官邸が法務省に何度も巻きを入れていて、こう書いてあるんですよ。当時、官邸から法務省は巻きを入れられていないんですか。

○吉田政府参考人 御指摘の文書については、その作成経緯や記載内容の趣旨等を把握しておらず、御質問についてお答えすることはできないことを御理解いただきたいと存じます。

○辰巳委員 財務省、国交省とのやり取りの文書、あるいは近畿財務局と本省理財局とのやり取りの文書、これを全部出していただけますね。

○石田政府参考人 お答えします。

まず、委員からお示しいただいた御指摘の文書については、財務省では作成しておらず、どのような文書なのかも分からない中で、その記載内容についてお答えは差し控えていただきます。

その上で、現在、森友学園事案に関して開示請求作業を行っているところですが、分量が相当量の文書について作業を進めているところです。その中に近畿財務局と本省とのやり取りも含めて開示作業自体はさせていただいているところで、まず御遺族からの開示請求について精力的に

進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○辰巳委員 森友事件はまだ終わっておりません。民主主義の根幹をじゅうりんするこの事件の真相解明を引き続き図っていくこと、これを決意して、質問を終わります。

○竹内委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会